止基準該当区域」という。）における次の各号に掲げる時間帯のインバランス料金は、それぞれ当該各号に定める額としなければならない。ただし、停止基準該当区域が沖縄電力株式会社の供給区域であるときは、当該基準に該当したときから、当該供給区域における電力に係る取引が翌日市場において行われるものと仮定した場合に卸電力取引所の業務規程で定めるところにより当該翌日市場における売買取引が再開されることとなる日までの間、当該供給区域におけるインバランス料金は、第一項第一号イに掲げる卸電力取引市場における売買取引における価格とする。	止基準該当区域」という。）における次の各号に掲げる時間帯のインバランス料金は、それぞれ当該各号に定める額としなければならない。ただし、停止基準該当区域が沖縄電力株式会社の供給区域であるときは、当該基準に該当したときから、当該供給区域における電力に係る取引が翌日市場において行われるものと仮定した場合に卸電力取引所の業務規程で定めるところにより当該翌日市場における売買取引が再開されることとなる日までの間、当該供給区域におけるインバランス料金は、第一項第一号イに揚げる卸電力取引市場における売買取引における価格とする。
一・二　［略］	一・二　［略］
7	6
［略］	［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和三年七月一日から施行する。